

社会福祉法人明松会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明松会（以下「この法人」という。）定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、非常勤の理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の総額の範囲)

第4条 定款第23条の規定による評議員会において定める役員等の報酬の総額の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 理事 1, 200, 000円の範囲内
- (2) 監事 240, 000円の範囲内

(役員等の報酬の額)

第5条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額40, 000円
- (2) 理事長を除く理事 理事会等に出席した都度、1人一律 日額5, 800円
- (3) 監事 監査及び理事会等に出席した都度、1人一律 日額5, 800円

(職員給与との併給)

第6条 前条の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、この規程に基づく役員等の報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第7条 役員等が、その職務のため旅行したときは、社会福祉法人明松会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬及び費用弁償の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 理事長の月額報酬については、当該月の末日に支給するものとする。ただし、その日が休日（国民の祝祭日）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。
- (2) 理事長を除く理事及び監事の日額報酬については、理事会又は監査等に出席した都度、支給する。
- (3) 役員等の費用弁償については、旅費規程の例による。

- 2 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
(月額報酬の日割り計算)

第9条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における理事長の就任、退任又は解任の場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日を基礎として日割り計算によって計算する。
- 4 前2項の規定にかかわらず理事長が死亡によって退任した場合は、その月までの月額報酬を支給する。
(端数処理)

第10条 前条の日割り計算の計算額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を1円として切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(社会福祉法人明松会役員等に対する報酬に関する規則の廃止)
- 2 社会福祉法人明松会役員等に対する報酬に関する規則は、廃止する。
(社会福祉法人明松会苦情解決規程の一部改正)
- 3 社会福祉法人明松会苦情解決規程の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「、社会福祉法人明松会役員等報酬に関する規則第2条を準用する。」を「、日額5,800円とし、その勤務の実態に即してその都度支給するものとする。」に改め、同条に次の1項を加える。
- 4 第三者委員が、その職務のため旅行したときは、社会福祉法人明松会旅費規定に基づき、旅費を支給する。